

福祉現場の今を読み解く

第3回 「常勤換算」と「処遇改善加算」つて?



天理大学
深谷弘和
ふかや ひろかず／天理大学人間学部。障害者福祉論を専門に障害者福祉現場における福祉労働者のメンタルヘルスについてなど研究。

どうして「ワンオペ夜勤」に?

2022年11月、愛知県医療介護福祉労働組合連合会（医労連）と福祉保育労働組合（福保労）東海地本が、障害・介護施設の一人体制での夜勤をなくすための要望書を厚生労働省に提出をしました。「ワンオペ夜勤」と呼ばれる一人体制での夜勤では、利用者の命や安全だけではなく、職員も大きな危険にさらされるとして、メディアでも取り上げられました。要望書の中では、常時、複数の職員が配置できる基準を設定することや、複数の職員配置を可能とする財政支援などが求められています。

なぜ、命と暮らしを守る障害・介護施

設において「ワンオペ夜勤」と呼ばれる実態が生じているのでしょうか。そのことを考える上で、今回は、「常勤換算」と「処遇改善加算」というキーワードを紹介していきます。

人員配置の基準を緩和する常勤換算

「常勤換算」とは、職員の勤務時間が、常勤職員の何人分に相当するかを計算することです。障害福祉現場には、それぞれの事業に応じて、何名の常勤職員を配置しなければならないかという人員配置の基準が設定されています。常勤換算の計算は、配置基準に必要な常勤職員の数を、パートやアルバイトの非常勤職員を複数配置することで、「常勤」とし

てカウンントするために必要になります。仮に、6人の利用者に対して、1人の常勤職員の配置が必要である場合、週に一度出勤するパートさん5人の配置で常勤職員1人と計算するわけです（常勤職員5人各1日ずつ5日間の勤務時間）。

なぜ、常勤職員ではなく、パート・アルバイトで職員を確保するのでしょうか。それは、前回紹介したように、日割り報酬であれば、利用者数に応じて、職員数を調整できただろうが、固定費である人件費を抑えることができるからです。「この日は、利用者が少なくなるから、パートさんは休んでもらおう」という調整をすることも可能ということです。

員1人の週5日間の勤務時間＝非常勤職員5人各1日ずつ5日間の勤務時間）。

し、多様な事業所の参入を図るねらいもあるといえます。

職員集団を分断する処遇改善加算

「ワンオペ夜勤」の背景には、障害・介護施設の人手不足も挙げられます。人材確保・定着のための財政支援として実施されているのが「処遇改善加算」です。

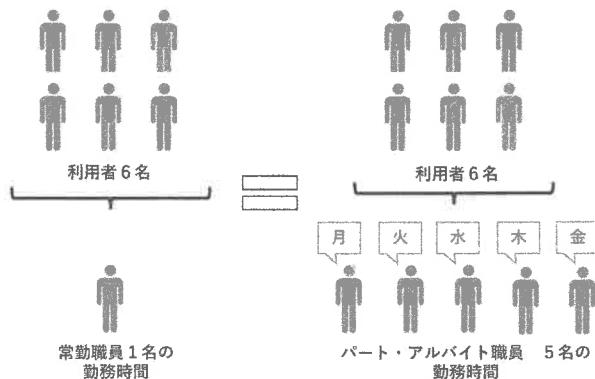
処遇改善加算は、職員の賃金改善に充てるための加算ですが、前回、紹介したように、ここでも「加算」という仕組みがとられていることに注意が必要です。

処遇改善加算を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要があります。その要件の中に「キャリアパス要件」というものがあります。これは、主任や、リーダーといった職位を明確にして、職位に応じた給与体系や、職員が研修などを通してスキルアップできる仕組みを整える

ところにつながります。ただでさえ、人手不足の中で、評価の眼差しが強まることは、職員関係をギスギスしたものにして、困っていることを話したり、職員同士でサポートし合うことをむづかしくしてしまうかもしれません。

また、処遇改善加算は、その名にあります通り、直接処遇をしている職員、つまり、ケアにあたっている職員のみが対象となっています。事務や給食、送迎といった業務に携わっている人は対象ではありません。一人ひとりの発達を支えるためには、職員それぞれが役割を発揮し、チームとして働くことが求められます。が、こうした加算の仕組みは、職員同士をバラバラにすることにつながる危険性があります。職員の賃金改善は、加算という形ではなく、基本報酬に含めるべきです。

「常勤換算方式」たとえば…



す。ただし、職員が何人も交代してケアにあたるということは、ケアを受ける障害のある人にとっては、安心できない面もあるでしょう。また、職員の側も、利用者の健康状態や方針などの引継ぎを複数の職員でおこなうことになり、一人の人の支援がぶつ切りになってしまいます。また、障害福祉事業で利益を出そうと思えば、人件費を抑える必要があるため、常勤換算は、人員配置の基準を緩和

といふのです。つまりは、職員が自分のキャリアがどのように積みあがっていくかをイメージできるようになります。将来の見通しを示すことで離職を防ぐ一定の効果はあるかもしれません。しかし、一方で、職位を設け、細分化することは、「できる職員」「できない職員」という評価を、職員の間に持ち込